

大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の基準変更について

沖縄本島地方と八重山地方の大雨警報（浸水害）及び洪水警報・注意報の基準を変更し、令和5年6月8日13時から新たな基準で運用します。

沖縄気象台及び管内各地方気象台では、大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の基準について、最新の災害資料等を基に、適宜見直しを行っています。

今般の検討の結果、下記のとおり基準を変更することとしました。

これにより、より適切な警報・注意報の発表となり、「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」が示す警戒レベルがより適正なものになります。

記

- 1 変更日時 令和5年6月8日（木）13時
- 2 大雨警報（浸水害）の基準を変更する市町村
沖縄本島地方：糸満市、北谷町
- 3 洪水警報・注意報の基準を変更する市町村
沖縄本島地方：伊江村、粟国村、渡名喜村を除く各市町村
八重山地方：石垣市、竹富町、与那国町
- 4 基準値
令和5年6月8日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。

○沖縄本島地方

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/okinawahonto.html>

○八重山地方

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/yaeyama.html>

問合せ先：沖縄気象台予報課 担当 我那覇・楨山
電話：098-833-4290